

保護司みらい研究所 第2回全体会

令和5年3月25日(土)13:30-16:30 @東京:更生保護会館

第2回全体会では、最初に、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援体制の構築など近年の地域福祉政策を理論面・政策面の第一人者である原田正樹研究員から、それらの法制度・実務面での最近の動きや民生委員の現状についてご講演いただき、次いで、原田研究員・高橋研究員・今福研究員により、それらを背景として保護司活動の今後の方向性に関わる論点について、鼎談形式で深めていただきました。

最後に、令和4年度に「保護司に関する諸問題に関する研究」に従事された谷川オブザーバーから、保護司の適任者確保等に関して、保護司に対するインタビュー調査から見てきた実状と課題等について発表していただきました。

第1部 講演 「地域共生社会の実現に向けた保護司活動(民生委員活動)」

原田正樹 研究員

最初の原田正樹研究員のご講演では、地域共生社会は何を目指すものか、そこでの理念や実現のための具体的な方策について現状と将来の方向性を整理され、その中での民生委員の位置づけや課題、見直しの方向性などについて解説を加えていただきました。

最初に、対人支援においては、課題解決に止まらず、「つながり続ける、関係性を豊かにする」こと自体を大切にする支援(伴走型支援)が重要となってきており、これまで民生委員や保護司の方々がその活動において大切にしてきたアプローチと重なるものであることに言及されました。

この点は、現在推進されている「地域共生社会」「包括的支援体制」における基本的な考え方となっています。

ケアリング・コミュニティが、「地域共生社会」の中心的理念です。これは、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティ」を意味します。

そのための実践は、「あらゆる住民が役割を持ち」「最低限度の生活保障ではなく、自己実現を含めた幸福追求権(憲法13条)を目指さず」ものと捉えられます。

また、「自立とは依存先を増やすこと」という言葉で代表されるような「相互実現的自立」という新たな自立観・世界観に拠って立つものです。その中で、ボランティアは「する側、される側ではない、お互いがよりよく生きること」と位置付けられます。

家族のいない単身世帯が圧倒的に増える2040年問題を間近に控え、ケアリング・コミュニティの実現が急がれます。

そのためには、現在でも「対応できていない様々なニーズ」をしっかり捉え、それぞれに対応できる「包括的支援体制」をいかに構築するかが問われていると指摘されました。中でも、現代では、社会的孤立対策が重要となってきています。

近年の社会福祉法改正は、これらを背景に、社会的孤立や社会参加も含めた、人の生活の全体性の視点から「地域生活課題」を捉え、それを包括的に支援する体制の構築を目指すこととしています。

100年の歴史を有する民生委員制度をめぐっては様々な議論があります。岡村重夫先生の福祉コミュニティ論では、地域住民を「資源」ではなく「主体」として捉え、中心となる「本人」と支援の「専門職」の間に「アドボケートする人：共鳴者・代弁者」がいるべきとされています。

この考え方を基に地域共生社会におけるボランティアや民生委員の位置づけを考えていくことが大変重要になっていると指摘されるとともに、保護司制度にも通じる諸課題について触れられました。

また、2000年の民生委員法改正では、「住民の立場に立って相談し及び必要な援助を行う」ことが民生委員の基本理念とされ、「住民性」「継続性」「包括・総合性」を活動の3原則とし、他のボランティアとは際立った特徴として「意見具申活動」(ソーシャルアクション)の機能が挙げられると解説されています。

包括的な支援体制の整備指針の中では、「住民に身近な圏域における地域生活課題の早期把握のために保護司等との連携が必要」と明記されています。ただし、この「地域共生社会」の中で犯罪・非行をした人がどのように位置付けられるのかなどは必ずしも明らかでないという指摘もあります。

しかし、広範囲な「地域生活課題」の解決を目指し、いずれの「地域住民」も「主体」となって、互いに支え合う、ケアリング・コミュニティを創っていくという大きな方向性は、これまで「社会を明るくする運動」が目指してきた社会像を重ねるところが多いといえるでしょう。

犯罪・非行をした人は多様な生きづらさを抱えています。その複雑で対応の難しいニーズにどのように応えていけるか、このことを地域共生社会、ケアリング・コミュニティという文脈の中でどのように実現していけるかが問われています。その中で、保護司、保護司会、保護司制度の位置づけの現状と未来について考えていく必要があるでしょう。

その点で、今回のご講演の中で紹介された民生委員制度の現状に関する議論は、大

変重要なヒントを提供していただきました。また、関係するいくつかの論点については、次

の鼎談でも取り上げられています。

【今福記】

第2部 鼎談「保護司活動と地域づくり」

原田正樹研究員・今福章二研究員・高橋有紀研究員

第2部の鼎談においては、高橋研究員のコーディネートと進行の下で、目指すべき地域共生社会の中で保護司に期待される固有の役割は何かという点をめぐり最初に意見交換がなされました。

「人」に着目して「地域生活課題」を捉える視点、犯罪・非行をした人を様々な「生きづらさ」を抱えた「生活者」とみる視点が大切です。そして、人々に共通する課題と犯罪・非行をした人であるからこそ抱える課題という「二重の生きづらさ」を抱えていること、さらに「被害者」に関係する課題もそこに重なることについて理解することが重要でしょう。

したがって、保護司の固有性は、このような複層的な生きづらさを抱え、社会から排除の対象となりやすい人に対し、その深刻さを理解して敢えて関わろうとし、寄り添おうとする存在である点に求めることができるでしょう。

次いで、保護司の「素人性」「住民性」は、このような固有性を発揮することに関係しているか、それをこれからも維持できるのか、といった点について意見交換がなされました。

保護司が担っている地域での社会的機能として、「コミュニティソーシャルワーカー」や

「リンクワーカー」という点に注目すべきでしょう。さらに、これらを専門職としてではなく、岡村重夫先生の福祉コミュニティ論でいうところの、「本人と専門職の間に立つ代弁者・共鳴者」として、「住民性」を保持した存在として実践しているところに意義があるのではないのでしょうか。

保護司の位置づけとして、「保護観察官の補助協力機関」「処遇のために活用される資源」と捉えるのではなく、むしろ「本人と社会をつなげる、地域で人と人をつなげ地域をつくる、主体」として位置づけるべきであるという方向性が示唆されました。

信頼に基づき、長年続くような、豊かな関係性を、犯罪・非行をした人との間で育むことに苦心される保護司の存在やその力は、まさに「地域の福祉力」であるといえるでしょう。しかし、そのことを正當に評価する軸が社会的に定まっていないことも課題として指摘されたところです。

最後に、地域が疲弊し、保護司のなり手が少なくなる中で、それを補完する役割を他に求めることはできないか、という点に議論が移り、特に、社会福祉法人にそれを求めることについて意見交換がなされました。

現状の社会福祉法人は、対利用者だけに目を奪われる傾向にあるが、本来業務として多様な地域生活課題に取り組んでいく方向性が今後求められると議論されました。

今後は、包括的支援体制の全体像の中で、社会福祉法人を始め様々なアクターがそれぞれどのような関わりを持つようにして全体像を描くべきか、さらに検討をしていく必要があるでしょう。

地域住民の理解・協力は、「我が事・丸ごと」を推し進める上でますます重要になってきます。しかし、地域住民一般への働きかけが必ずしも効を奏してこなかった現状を踏まえ、今後できることは、「教育の充実」や「保護司活動自体を世間に知ってもらう地道な努力の積み重ね」であるとの指摘がなされました。
【今福記】

第3部 報告「法務研究から見えてきたもの」

谷川明日香オブザーバー

令和4年度法務研究として、「保護司の担い手確保」「保護司のやりがい」「悩みとサポート」「ボランティアと報酬」という点について、現役の保護司さんに対するインタビュー調査等の結果や、そこから導き出される今後の施策の方向性について、報告していただきました。

「保護観察が終わってからもずっと対象者のことを気にかけてるっていうお話がすごく多く、…地域の一員同士として、悪いことをしないで一緒に生きられるということが、すごく嬉しいって、本当に嬉しそうにおっしゃっている保護司の方のそういった姿も見ていると、誰一人取り残さない社会というもののために、長い間そういった役割を果たされているということを感じる」との締め括りの言葉は、第一、二部で話題となった、地域における保護司の「地域の福祉力」としての存在意義に通じる点であり、大変印象的でした。

「ボランティアと報酬」における「報酬制の是非」に関しては、関心の高いところと思いますが、インタビュー結果では反対意見が多いことと、仮に導入する場合のメリット・デメリットが整理されました。この点で、第一部でも講演者から「担い手のインセンティブとして金銭を付与するやり方は、まさに「活用」という話になってしまい、「市民性」から外れてしまう」と言及されている点が参考になるでしょう。

保護司の「悩みとサポート」の双方に、「保護司会」が深く関わっているところのご発表について、第一部での「民生委員を支える仕組みとしての法定単位民児協の働き」に関するご指摘と通ずるものがあります。このような相互関係については、分担研究等の中でもさらに深めていければと考える次第です。
【今福記】

